

提供不動産使用法案要綱

(目的)

- 一、この法律は、日米安全保障条約に基きアメリカ合衆国駐留軍の用に供する不動産の使用または収用に關し、その手続及び効果並にこれに伴う損失の補償等について規定し、條約の遵守と財産権との調整を図りもつて條約の友好的運営に奉与することを目的とする二と・
ヘ不動産の使用または収用・
- 二、日米安全保障条約に基き不動産及び不動産の上にあらう権利を使用または収用する必要があるときは、これらの不動産及権利を使用または収用する二とができること。
ヘ不動産の形質の変更・

三 不動産を使用中、提供のため必要ある場合は、当該不動産の全部又は一部を除却し若くはその形質の変更をすることができる。

(使用予告書の交付)

四 不動産又は不動産の上にあらう権利を使用する必要があるときは、所有者又は関係人に使用予告書を以て予告し予告後は何人も当該不動産を保全しなければならぬこと。

(協議決定)

五 使用予告書の交付後當該不動産について権利の行使を停止し、または取得し、若くは消滅させるため不動産所有者及関係人と協議し、協議不調の場合は特別調達官長官が調達不動産審議会に諮詢して決定する二こと。

内

前項、後段の決定までに所有者及関係人は意見書を提出することができること。

(解除財産引渡に關する協議)

六 使用解除財産の引渡等について所有者又は関係人と協議し、協議不調又は不能等のときは、特別調達官長官が調達不動産審議会に諮詢して決定すること。

(使用收回に伴う損失の補償)

七 使用收回により当該不動産残存不動産及使用收回以外の財産に生じた損失並に使用收回に伴う通常受けける損失を補償すること。

(使用に替る收回の請求)

八 不動産の使用が三年以上たつたとき、又は不動産の使用により当

該不動産を從未用いた目的に使用することが不可能若しくは著しく困難な場合は所有者及関係人は收用を請求することができること。

(使用解除財産の補償求償)

九 使用解除財産については損失を補償し利得を求償すること。

(異議の申立)

一〇 補償金又は利得金に異議のある所有者または関係人は異議の申立ができること。

(施行年月日)

一一 この法律は、日米安全保障条約発効の日より施行すること。

(至過規定の一)

一二 この法律施行の際現に連合國軍最高司令官の調達要求により国が

当該財産を使用する権利の設定又は譲渡について、所有者及び関係人との協議がとゝのはないと係はらす引渡を受けて使用中の財産はこの法律により使用したものとみなすこと。

講和条約発効後引揚期間中の元連合國軍の不動産の使用及解除についても同じとすること。

(至過規定の二)

一三 連合國最高司令官の調達要求により使用または賃借した土地に調達當時借地権を有する者で、罹災都市借地階家臨時処理法に規定する罹災都市にあるものは同法第十条の規定にかかわらず、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がちくてもこれをもつて使用解除後一年以内の土地について権利を取得した者三者に対抗する

ことができること